

# 婦人保護事業の概要

(27年度 予算案)

## 婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う(全国49か所:平成26年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額(案) 約9億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額(案) 約2千万円)

## 婦人相談員

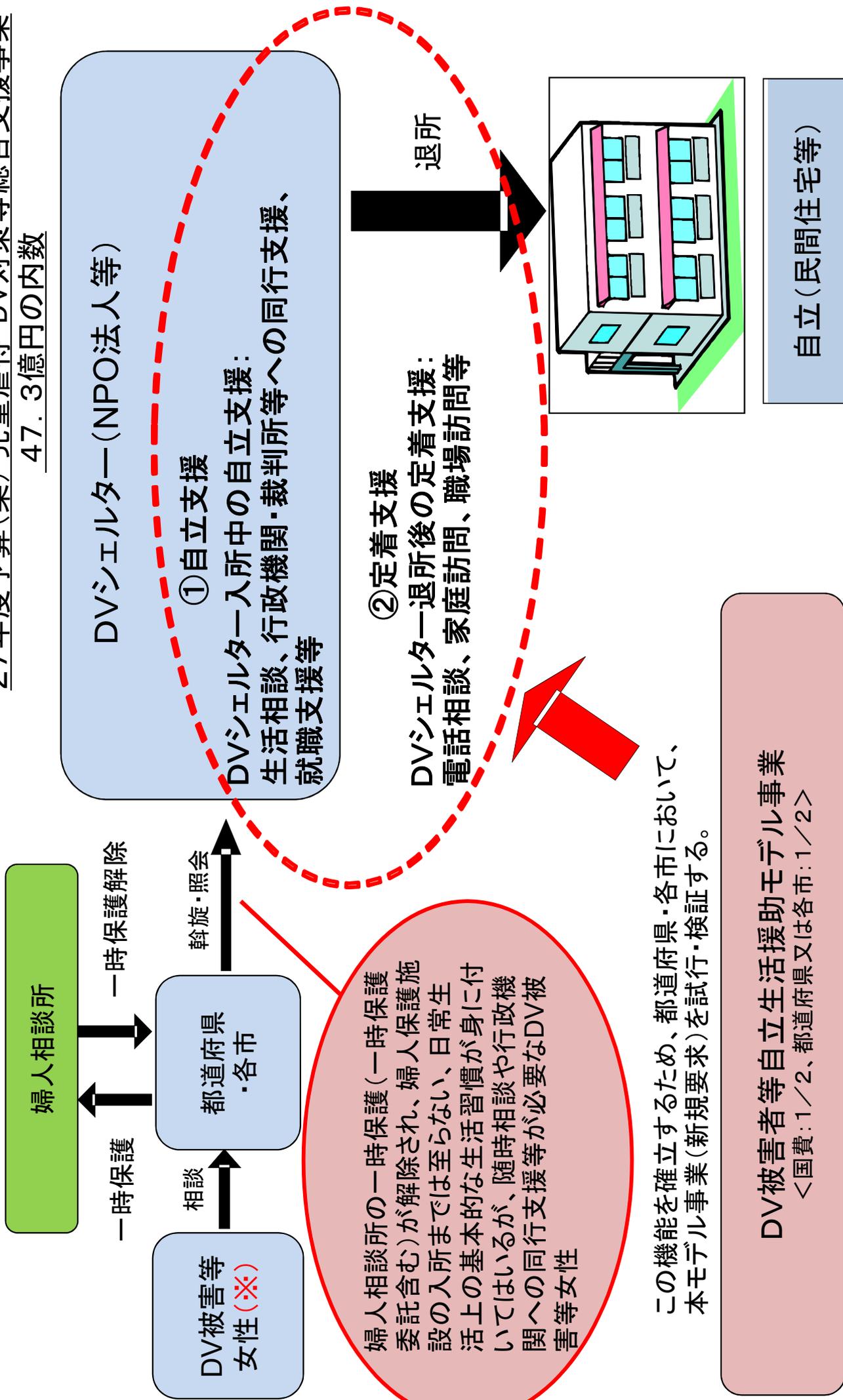
- 売春防止法に基づき非常勤職員として、都道府県・市が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う(1,295人:平成26年4月1日現在)
- 都道府県の婦人相談所、市の福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費<児童虐待・DV対策等総合支援事業>  
(国1/2 都道府県・市1/2:国庫予算額(案) 約47億円の内数)
- 婦人相談員の業務を明確にし、相談・支援の標準化を図るため、本年度(26年度)中に「婦人相談員相談・支援指針」を各自治体に発出予定。
- 婦人相談員等の資質の向上を目的とした「平成27年度 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」は、平成27年10月29日(木)~30日(金)に、島根県において開催予定。

## 婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う(全国39都道府県に48か所:平成26年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応  
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額(案) 約12億円)
- 婦人保護長期入所施設「かいたた婦人の村」(平成24年度より新規入所を再開)  
全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を受け入れている。

# DV被害者等自立生活援助モデル事業(概要)

27年度予算(案) 児童虐待・DV対策等総合支援事業  
47.3億円の内数



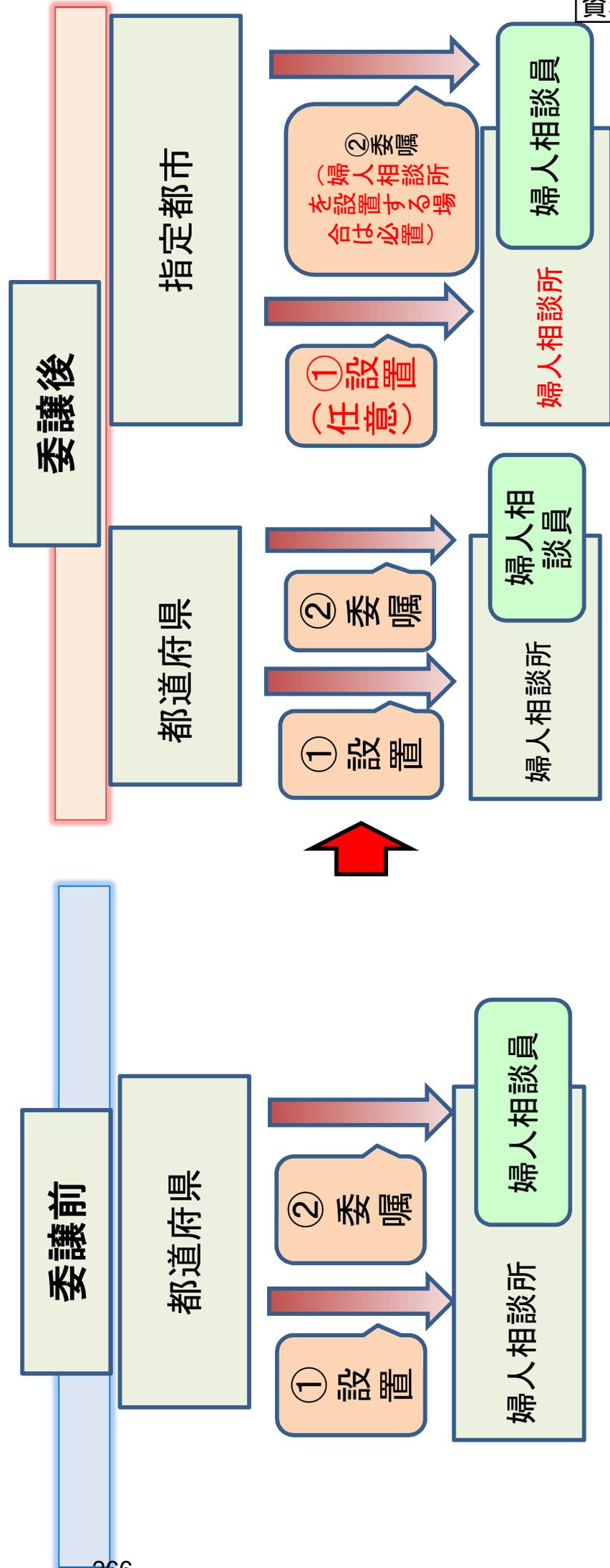
婦人相談所の一時保護(一時保護委託含む)が解除され、婦人保護施設の入所までは至らない、日常生活上の基本的な生活習慣が身に付いてはいるが、随時相談や行政機関への同行支援等が必要なDV被害者等女性

※DV被害等女性: DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

## 婦人相談所の設置権限等の移譲について（施行日：平成27年4月1日）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)＜平成26年法律第51号＞

- 「婦人相談所」は売春防止法により設置され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者及び要保護女子に対する支援等を行っている。
- 婦人相談所は、都道府県が設置することとされ、指定都市においても任意で設置できることとするもの。  
また、指定都市が婦人相談所を設置する場合には、婦人相談員の委嘱も併せて行うこととするもの。



※市は任意で、婦人相談員を配置できる。

# 人身取引対策行動計画2014（概要）

## 人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

## 人身取引対策行動計画2014の構成

### ① 人身取引の実態把握の徹底

### ② 人身取引の防止

- 入国管理・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
  - ・ 外国人技能実習制度の抜本的見直しによる制度の適正化
  - ・ 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底
  - ・ 労働基準関係法令の厳正な執行

### ③ 人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による適切な対応
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

### ④ 人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

### ⑤ 人身取引被害者の保護・支援

- 保護機能の強化
  - ・ 男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供
  - ・ 外国人技能実習生の保護強化
- 被害者への支援
  - ・ 捜査過程における被害者への情報提供
  - ・ 被害者に対する法的援助の実施とその周知
  - ・ 外国人被害者の自主的帰国支援

### ⑥ 人身取引対策推進のための基盤整備

- 人身取引議定書の締結
- 国民等の理解と協力の確保
- 閣僚級会議の設置
- 人身取引に関する年次報告の作成

注：下線部は新規に講ずる施策（現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったものを含む。）

# 子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うもの。

## (1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

## (2) 実施主体

市町村（特別区を含む。）

## (3) 支給対象者

基準日における平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者及び要件を満たす者。

## (4) 対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童。

※ 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。

## (5) 基準日

平成27年5月31日

## (6) 給付額

対象児童一人につき3,000円  
（支給対象児童数 1,630万人）

## (7) 費用

全額国库負担（10/10）  
※ 実施にかかる事務費についても、全額国库負担



# 給付金の支給手続と公務員分の児童手当を支給する所属庁における事務

## 支給手続

- 公務員を含む支給対象者は、原則として、基準日（平成27年5月31日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況等について審査の上、地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給を行う。



- ・各市町村は、公務員の児童手当の受給状況を把握していない。
- ・各市町村では、公務員に申請勧奨する手段がない。

## 所属庁で実施していただきたい事務

- 市町村における円滑な事務実施のため、公務員分の児童手当を支給する所属庁においては、以下の対応をお願いしたい。
  - ・ 支給対象者を容易に判断できるよう、平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）受給者である旨を所属庁で証明していただきたい。
  - ・ 公務員への申請勧奨は、一義的に所属庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底していただきたい。

事務連絡

平成27年1月15日

都道府県  
各 指定都市 子育て世帯臨時特例給付金担当課（室） 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

### 子育て世帯臨時特例給付金に係る予算等について

昨日、「平成27年度一般会計予算案等について」が閣議決定されました。

平成27年度における子育て世帯臨時特例給付金（以下「平成27年度事業」という。）の支給に要する経費につきましては、この予算案に計上されましたので、その内容等を次のとおり連絡いたします。

つきましては、各地方公共団体における予算手続き及び支給事務準備の参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に対して御連絡いただくようお願いいたします。

#### 1. 国の予算案

- ・「平成27年度予算案の概要」（厚生労働省PR版）：資料1

#### 2. 要求額

##### (1) 給付費 489億円

- ・一人につき3千円 × 1,630万人分 = 489億円（補助率10/10）

##### (2) 事務費 98億円

- ・うち、地方公共団体分 = 約90億円（補助率10/10）

##### (3) 平成27年度事業の概要：資料2

※現時点で想定している内容であり、正式には追って支給要領等でお示しする。

### 3. 給付費予算計上の考え方

(1) 支給対象児童数 1,630 万人については、直近の児童手当支給対象児童数（特例給付を除く）を参考としている。

(2) 支給額については、消費税率引上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、簡素な給付措置（一人当たり 6 千円）の支給対象世帯を含め、対象児童一人当たり 3,000 円を支給することとしたものである。

#### (3) 留意事項

○市町村においては、上記を参考に支給対象児童数を算出のうえ、予算手続きなどを進めていただきたい。

○給付費は国から各市町村への直接補助となるため、都道府県における予算措置は不要である。

### 4. 事務費予算計上の考え方

(1) 平成 26 年度事業に係る事務費補助金の執行状況を踏まえ、都道府県及び市町村が行う事務に必要な額を計上した。

(2) 予算に計上した対象経費は、平成 26 年度事業とほぼ同様である。

○市町村分については、

- ・審査事務等に要する人件費

[申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計 など]

- ・申請書等の発送費用

[申請書送付料、支給決定通知送付料 など]

- ・システム改修費

[既存システムの改修 など]

- ・電話照会対応に要する経費

[電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用 など]

- ・口座振込手数料

- ・広報経費

[広報誌掲載費、チラシ等作成費 など]

- ・その他

[支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料 など]

などの経費を見込んだもの。

○都道府県分については、

- ・市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・補助金執行事務に要する人件費
- ・広報経費

などの経費を見込んだもの。

### (3) 留意事項

- 都道府県及び市町村においては、平成 26 年度事業の実績を踏まえ、適切に事務費所要額を算出のうえ、予算手続きなどを進めていただきたい。
- 平成 27 年度予算案においては、平成 26 年度事業の実績を踏まえ、次の点を反映し事務費補助金を計上しているのので、予算の効率的執行に努めていただきたい。
  - ・臨時福祉給付金との併給調整を行わないことによる申請書審査時間の減（人件費、委託費の減）
  - ・市町村システム経費の減(平成 26 年度事業で開発したシステムは改修して使用)

## 5. 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金に係る予算については、給付費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。
- (2) 平成 27 年度事業については、平成 27 年度中に完了することを原則とし、予算を平成 28 年度へ繰り越して実施することは想定していない。

## 6. 地方公共団体における予算計上について

子育て世帯臨時特例給付金については、基準日を平成 27 年 5 月 31 日とし、平成 27 年 10 月から支給していただくことを想定しているのので、効率的な実施方法等についてご検討の上、それを踏まえ予算計上をお願いしたい。

(担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課子育て世帯  
に対する臨時特例給付措置支給業務室

滝澤、堀江、小澤

TEL : 03-5253-1111 (内線) 7913、7914、7915

FAX : 03-3595-2519

# 平成27年度予算案の概要

## 平成27年度厚生労働省予算案の主要施策

～抜粋～

### 2. 若者・高齢者・障害者等の活躍推進

- (1)～(3) 略
- (4) 生活困窮者等に対する支援の強化

#### (子育て世帯臨時特例給付金)

- 消費税引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

[給付対象及び給付額]

- ・ 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者に係る児童手当の対象児童一人につき3千円

(5) 略

【587億円】

# 平成27年度の「子育て世帯臨時特例給付金」の概要（案）

目	的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。</li> </ul>
	支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者</li> </ul>
内	支給対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童</li> <li>○ 支給対象児童 1,630万人</li> </ul>
	実施主体	市町村（特別区を含む。）
容	基準日	平成27年5月31日
	支給額	支給対象児童一人につき、3,000円 （消費税率引上げの影響等を踏まえ、特に配慮が必要と考えられる低所得の子育て世帯に対して手厚い措置を講ずる等の観点から、簡素な給付措置（一人当たり6,000円）の支給対象世帯を含め、対象児童一人当たり3,000円を支給することとしたもの。）
費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
予算額(案)	587億円（事業費：489億円、事務費：98億円）	

# 被災者健康・生活支援総合交付金

平成27年度概算決定額 59億円

## 事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する健康総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

## 事業イメージ・具体例

### I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



### II. 被災した子どもに対する支援

①被災した子ども健康・生活対策等総合支援事業

子どもがいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子ども心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施

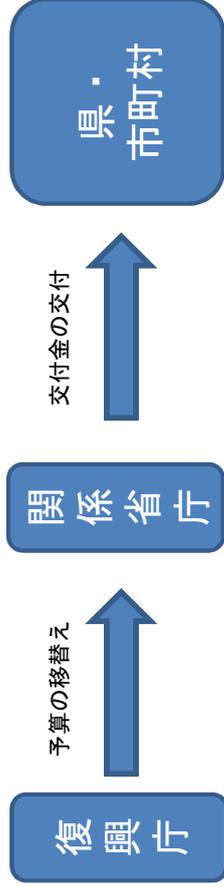


②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



## 資金の流れ



## 期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

# 被災者健康・生活支援総合交付金の事業

## I-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

- ①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供
- ②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用
- ③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
- ④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催
- ⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



## II-①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どももいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業



## II-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

- ①学校等体験活動支援事業
- ②社会教育関係団体体験活動支援事業



# 「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要

## 現状と課題

### ■活動の範囲

- ・業務の範囲を超えた活動
- ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
- ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
- ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気

### ■求められる役割の多様化と負担

- ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
- ・居住環境(大規模高層住宅、市長村合併)による定数基準の妥当性
- ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
- ・経験の少なさ(I期、II期(6年未満)が6割)
- ・地域での様々な「充て職」

### ■対応する問題の複雑化・多様化と力量

- ・経歴による福祉への精進度合い
- ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
- ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解
- ・外国籍住民への対応

### ■災害時の活動

- ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
- ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
- ・避難行動要支援者の避難支援の直接の担い手としての期待

### ■個人情報取扱と関係機関との情報共有

- ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
- ・個人情報取扱に関する理解
- ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有

### ■活動への支援・協力的体制

- ・サポート体制
- ・専門職との関わり
- ・連合民児協、単位民児協機能の強化

### ■社会的な理解の促進と継続性の確保

- ・民生委員制度・活動の理解(行政や関係機関、地域住民)
- ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
- ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
- ・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明

## 提言

### 早期に対応できるもの

#### (1) 活動への支援の充実

- ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
  - ・保険制度
- ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
  - ・活動費
  - ・行政のサポート体制
  - ・関係機関との連携
  - ・地域福祉計画への位置づけ
- ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援

#### (2) 力量を高める取組

- ① 研修の充実
- ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
- ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進

#### (3) 自治体等の理解の促進に向けた取組(主に制度)

- ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
- ② 個人情報取扱の適切な理解による活動しやすい環境づくり

#### (4) 国民の理解の促進に向けた取組(主に活動)

- ① 創意工夫による広報への取組
- ② 「なり手」不足の解消に向けた試み

### 時間をかけて慎重に検討するもの

- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
- ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
- ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

# 平成27年度における児童手当制度について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭等の生活の安定に寄与する</li> <li>○ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する</li> </ul>	
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)</li> <li>○ 0歳～3歳未満 一律15,000円</li> <li>○ 03歳～小学校修了まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子、第2子:10,000円 ・ 第3子以降:15,000円</li> <li>○ 中学生 一律10000円</li> <li>○ 所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)</li> </ul> </li> </ul>	<p>所得制限 (夫婦と児童2人)</p> <p>○ 所得限度額 (年収ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 960万円未満</li> </ul> <p>○ 監護生計要件を満たす父母等</p> <p>○ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</p> <p>○ 市区町村 (法定受託事務)</p> <p>※ 公務員は所属庁で実施</p> <p>○ 毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)</p>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。</li> <li>事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率 (1.5/1000) を乗じて得た額。</li> </ul>	
費用負担 (27年度要求)	<p>0歳～3歳未満</p> <p>特例給付</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p> <p>児童手当</p> <p>事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</p>	<p>非被用者</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p> <p>公務員 所属庁 10/10</p>
	<p>3歳～</p> <p>特例給付</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p> <p>児童手当</p> <p>国 2/3 地方 1/3</p>	<p>公務員 所属庁 10/10</p>
財源内訳 (27年度要求)	<p>[給付総額] 2兆2,299億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,356億円 (1兆2,377億円)</p> <p>(2兆2,356億円) 地方負担分 : 6,178億円 (6,188億円)</p> <p>事業主負担分 : 1,821億円 (1,801億円)</p> <p>公務員分 : 1,944億円 (1,990億円)</p> <p>※ ( ) 内は前年度予算額</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)</li> </ul>	

● 児童手当法の一部を改正する法律 (平成24年法律第24号) 附則

(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。